

令和8年度  
湯沢町起業サポート補助金

【概要】

【問合せ先】

湯沢町役場 企画産業観光部 企画観光課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-4850

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

## 1 目的

この要綱は、チャレンジする意欲的な起業を支援し、新たな需要や雇用の創出、移住定住の促進を図ることを目的とする。

## 2 補助対象者

以下の要件①と要件②を満たすことが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	要件①
<input type="checkbox"/>	(1) 湯沢町内に事業所を設置し、通年で営業する事業を、起業すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 過去にこの補助金及び湯沢町起業支援補助金（平成 26 年要綱第 29 号）の交付を受けていない者であること。
<input type="checkbox"/>	(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(4) 事業の実施に関して法的規制がかけられてないこと。また内容又は許認可に係る期間等に課題を有してないこと。
<input type="checkbox"/>	(5) <ul style="list-style-type: none"><li>・暴力団等の反社会的勢力でない</li><li>・反社会的勢力との関係を有しない</li><li>・反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない</li><li>・上記 3 つに類すると認められない</li></ul>
<input type="checkbox"/>	(6) 過去及び現在において法人または個人で起業予定の事業(同業種)を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	(7) 親等から引き継いで行う、または親等から独立し同業種を行う事業でないこと。
<input type="checkbox"/>	(8) 会社法に規定する吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、事業譲渡により誕生した法人でないこと。
<input type="checkbox"/>	(9) 同業種を既存法人から引き継いで行う場合、既存法人と新法人の役員が 1 人以上重複していないこと。
<input type="checkbox"/>	(10) 設置した事業所が福利厚生施設でないこと。

<input type="checkbox"/>	(11) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく受給を受けている者でないこと。
<input type="checkbox"/>	(12) 湯沢町インキュベーションセンターに利用登録している ◆湯沢町インキュベーションセンター 湯沢町大字湯沢 2882-8（湯沢町商工会館内） TEL：025-784-2522
<input type="checkbox"/>	(13) 令和 7 年度又は 8 年度に以下のいずれかを受講済みである P6 参照 <input type="checkbox"/> 「起業創業セミナー」（湯沢町インキュベーションセンター実施） <input type="checkbox"/> 「起業家向けのセミナー」（民間スタートアップ支援拠点事業者実施）

補助対象者	要件②
共通	(1) 交付申請時点で湯沢町に住民登録を行っている者であること。 (2) 納期の到来した国税、県税、町税及び町の上下水道料金を完納している者であること。
個人事業主	(1) 税務署への開業・廃業等届出書を、交付決定日から実績報告日までの間に提出できる者であること。 (2) 開業・廃業等届出書に記載する事業所等の所在地を、湯沢町内にする者であること。
法人	(1) 湯沢町への法人の設立等申告書を、交付決定日から実績報告日までの間に提出できる者であること。 (2) 法人の設立等申告書に記載する本店所在地を、湯沢町内にする者であること。 (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく法人であること。

### 3 補助対象期間

この補助金の補助対象期間は、交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

### 4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、以下の条件をすべて満たすものとします。

#### ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

→ 起業に要する経費及びその後の経営に関する経費

- ② 交付決定日以降の着手により発生した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

**【補助対象経費】 不明な点は必ず事前に確認してください**

補助対象経費	補助率	限度額
(1) 事業所の改装費（賃貸物件に限る）	2分の1以内	500千円
(2) 事業所の賃借料（礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料も対象とする。）※家賃については交付決定のあった月以降、満額を支払った月分から年度末までの家賃を対象とする。礼金等については交付決定から起算して4か月前以後に支払ったものを対象とする。		
(3) 法人登記に係る経費（印紙、登録免許税は対象外とする。）		
(4) 資格取得、研修参加及び技術指導受入れ等の知識並びに技術習得費		
(5) 広告宣伝費		
(6) その他町長が必要と認める経費 （上記経費全て、消費税分を除く）		

**【補助事業の重複】**

この補助事業の申請にあたっては、他の補助事業との併用が可能です。  
ただしその場合は、この補助事業の補助対象経費は、他の補助事業の額を控除した額とします。

## 5 補助率等

補助対象経費の2分の1以内であって、500,000円を上限とします。

## 6 交付申請

(1) 提出書類

- ① 第1号様式 「湯沢町起業サポート補助金交付申請書」
- ② 添付書類（①に記載）

#### ■添付書類に関する留意点

- ・国税の納税証明書は「その3の2」を添付してください。
- ・「湯沢町起業サポート補助金に伴う確認書」は、湯沢町商工会から事業計画の実現性及び妥当性等について、確認を受けてください。

◆湯沢町商工会

949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8

TEL : 025-784-2522 FAX : 025-784-3218

- ・事業計画書について、湯沢町商工会が必要と判断した場合、中小企業診断士による面談を必須とします。

#### (2) 提出先・問合せ先

湯沢町役場 企画産業観光部企画観光課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-4850 FAX：025-784-3582

メール：kikaku@town.yuzawa.lg.jp

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

#### (3) 提出方法：持参

## 7 交付決定

補助金交付申請書の提出後、事業内容の精査及びプレゼンを経て、交付決定通知書により正式に決定、通知します。プレゼンテーションの評価において、平均3点以上を取得することが条件となります。

## 8 補助金の交付

事業完了後に実績報告書を提出していただき、実施した事業内容と支払った経費の内容を確認した後、補助金を交付します。

※事業完了とは、経費の支払いまで完了していることを言います。

※経費の支払いは交付決定を受けた年度内（3月末日まで）に完了している必要があります。

### 【交付申請から補助金の交付までのスケジュール概要】

- ①湯沢町インキュベーションセンターに利用登録
- ②起業創業セミナーまたは起業者向けのセミナーを受講
- ③事業計画書の作成
- ④湯沢町商工会に湯沢町起業サポート補助金に伴う確認書の作成を依頼する。
- ⑤交付申請書の提出（随時受付）
- ⑥申請者からのプレゼンテーション
  - ・プレゼンテーションの実施日については、町からご案内します。
- ⑦交付決定
  - ・内容の審査後、⑥を実施した2週間後を目途に交付決定通知書を発送します。
- ⑧事業着手
- ⑨事業完了（経費の支払いまで完了）
- ⑩実績報告
- ⑪補助金交付

## 9 交付決定後の注意事項

交付決定を受けた後、事業を中止しようとする場合、又は事業計画の内容を変更しようとする場合等には、事前に承認を得なければなりません。

## 10 補助金交付後の注意事項

- (1) 補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から3年間、管理及び保存しなくてはなりません。
- (2) 補助金の有効活用の観点から、補助金交付後3年間、経営の状況について調査します。その調査に協力しなければなりません。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、事前に承認を得なければなりません（取得価格及び効用の増加価格が20万円未満の場合は対象外）。また、処分にあたり事業者には収入があった場合には、交付した補助金の全部又は一部を町に返還しなければなりません。
- (4) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に事業を廃業した場合は

交付した補助金の返還を求めます。また、事業を廃業したと湯沢町が認める場合も同様とします

(例:令和8年度に補助金の交付を受けた場合は、令和11年度末まで)。

- (5) 補助制度の周知及び起業した方のPRを目的に、補助金の交付を受けた方の情報を湯沢町広報誌及びHP等で広く周知します。

## 11 起業創業セミナー等

- ①「**起業創業セミナー**」(湯沢町インキュベーションセンター実施)

講師：中小企業診断士等 受講料：無料

開催：2回(令和8年6月7日(日)、10月4日(日))

申込み：湯沢町商工会 TEL：025-784-2522 FAX:025-784-3218

- ②「**起業家向けのセミナー**」(民間スタートアップ支援拠点事業者実施)

民間スタートアップ支援拠点事業者：きら星(株)

対象セミナー：実践型起業支援プログラム『セミナー形式』

受講料：有料 開催：随時

申込み：きら星(株) <https://kirahoshibase.com/startup/> QRコード→

Webサイトの問い合わせフォームから希望日時等を申込ください



## 12 Q & A

No.	質問	回答
1	令和8年5月に交付決定を受けた個人事業主ですが、令和8年4月に事務所の内外装の改築工事を行いました。この費用は補助対象となりますか。	補助対象となる経費は、P3「4 補助対象経費」に記載のとおり、「交付決定日以降の着手により発生した経費」です。よって補助対象となりません。
2	令和8年度に事務所の改築工事を行い、50万円かかる見込みです。また、令和9年度に広告宣伝費として50万円使う予定です。この場合、令和7年度に25万円、令和8年度に25万円という形で分けて補助金を申請することはできますか。	P1「2 補助対象者」に記載のとおり「過去にこの補助金の交付を受けていない方であること」が補助対象者の条件となります。よって、令和8年度に補助金の交付を受けた方は、以降の年度において補助金の交付申請を行うことができません。
3	町の上下水道料には納付証明書が	申請時に添付いただく同意書に

	ありませんが、どうすればよいですか。	基づき、町で調べます。
4	新たに法人を設立して事業を行う予定です。納税証明書はどれを提出すればよいでしょうか。	新たに設立する法人には課税がないため不要です。代表者個人の納税証明書を提出してください。